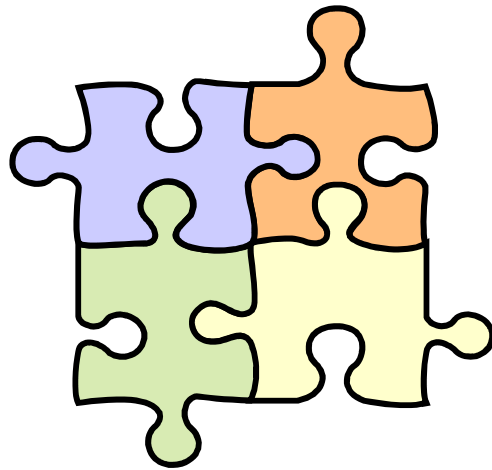


# 社会福祉法人設立のてびき



令和3年4月

新潟市福祉部福祉監査課

# 目 次

第1	社会福祉法人とは	1
第2	社会福祉法人の設立を考えている方へ	1
1	どのような事業を行う予定ですか。	1
2	資産はありますか。	2
3	建設資金・運転資金は、どのように確保しますか。	3
4	社会福祉法人は誰が運営しますか。	3
5	役員等（評議員・理事・監事）にはどのような人を充てますか。	3
6	法人設立の事務は誰が担当しますか。	4
第3	社会福祉法人認可要件の詳細	7
第4	社会福祉法人及び社会福祉施設整備に係る資産要件の緩和	15
第5	社会福祉法人定款例	21
第6	社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類作成上の留意事項	39
	設立認可申請書ほか様式関係	47
	設立発起人会議録謄本例	63
	（別紙）収支予算書	67
第7	社会福祉法人設立後の手続き	71
	（参考）社会福祉法人に関する税制について	77

## 第1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉法」の規定に基づき、同法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行うことを目的に所轄庁の認可を受けて設立される公益法人です。

公益法人ですから、営利を目的とするものであってはなりませんし、社会福祉事業以外の事業では設立できません。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を有していなければなりません。その設立は、原則として直ちに社会福祉事業が開始できる場合に限り認可されます。

また、社会福祉法第24条に定める経営の原則では、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、

- ① 自主的な経営基盤の強化
- ② 提供する福祉サービスの質の向上
- ③ 事業経営の透明性の確保

を図るとともに地域における公益的な取り組みを行う必要があります。

## 第2 社会福祉法人の設立を考えている方へ

### 1 どのような事業を行う予定ですか。

○社会福祉法人は、「社会福祉事業を行う法人」です。

ここで言う社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に列挙されているものを指します。

主な社会福祉事業としては、次のようなものがあります。

(第1種社会福祉事業)

児童福祉関係・・・児童養護施設、障がい児入所施設、児童自立支援施設等の経営

老人福祉関係・・・特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の経営

障がい福祉関係・・・障がい者支援施設の経営

(第2種社会福祉事業)

児童福祉関係・・・保育所、幼保連携型認定こども園、障がい児通所支援事業等の経営

老人福祉関係・・・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業等の経営

障がい福祉関係・・・障がい福祉サービス事業、地域活動支援センター等の経営

○社会福祉事業を行おうとする場合は、あらかじめ各事業を担当する課と十分に協議をしてください。

保育所、こども園設置関係・・・こども未来部保育課

老人福祉関係・・・・・・・・・・福祉部高齢者支援課・福祉部介護保険課

障がい者（児）福祉関係・・・・・・・・福祉部障がい福祉課

## 2 資産はありますか。

○社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。

その資産を基本財産といい、社会福祉施設(第1種)を経営する場合は、原則として施設の用に供する不動産(土地・建物)を所有していること、施設を経営しない場合は、原則として1億円以上の現金等の準備が必要です。

なお、国の各種通知に基づく特例により、資産の所有要件の一部緩和が認められている場合もあります。(第4 資産要件の緩和参照)

### 3 建設資金・運転資金は、どのように確保しますか。

○施設等の建設資金としては、国や市の交付金制度等がありますが、建設資金の一部しか賄えませんので、差額分は自己資金を用意しなければなりません。

また、建設資金の他に、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の12分の1以上（介護保険事業、障害福祉サービス事業の場合は12分の2以上）の資金が必要です。

（9頁 3(2)③参照）

さらに、上記資金とは別に設立準備期間中の経費も見込む必要があります。

○建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」です。借入金の返済は、施設開設後の運営に支障の無い範囲で計画的に行われる必要があります。

### 4 社会福祉法人は誰が運営しますか。

○社会福祉法人の運営は、役員（理事・監事）が担うことになります。

○役員報酬については、報酬規程等で支給基準を定めた上で支給できます。

### 5 役員等（評議員・理事・監事）にはどのような人を充てますか。

（※詳細は9頁～参照）

○役員等の選任にあたっては、いくつかの条件があります。

（1）評議員（定数は、理事の員数を超える数）

① 評議員は、社会福祉法人の運営に適正な運営に必要な識見を有する者であること。

② 法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。

- ③ 親族等や各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- ④ 定款で定める方法で選任・解任の手続きを経ること
  - (2) 理事(6人以上)
    - ① 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。
      - ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
      - ・当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者
      - ・当該社会福祉法人が施設を設置している場合には、当該施設の管理者
    - ② 各理事と親族等の特殊の関係のある者が制限内であること。
      - (3) 監事(2人以上)
        - ① 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員等の職務を兼任できない。
        - ② 1人は、社会福祉事業について識見を有する者、他の1人は、財務管理について識見を有する者であること。
        - ③ 他の役員と親族等の特殊の関係のある者でないこと。
        - ③ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。

## 6 法人設立の事務は、誰が担当しますか。

○社会福祉法人の設立認可申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後、理事長や施設長になる予定の方が直接事務手続きに関わるようにしてください。

法人の設立、施設の開設に向けては、市の事業担当課（者）と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。

(参考)法人設立スケジュール

時期	事業者	福祉監査課	事業担当課
概ね1年から 7ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業計画等施設整備関係資料作成作業開始</li> <li>●法人設立準備開始                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員, 評議員等の選考</li> <li>・法人設立準備会の立ち上げ</li> <li>・事業計画, 収支計画の検討 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人設立相談受付 (事前相談)</li> <li>●相談随時受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設整備相談受付 (随時)</li> </ul>
概ね 5ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設整備提案書提出</li> <li>●法人設立認可申請書作成</li> <li>●選考通知受理</li> <li>●決定事業者は通知受理後速やかに、補助金等協議資料作成着手</li> <li>●協議資料完成、提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヒアリング随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受理</li> <li>●ヒアリング随時</li> <li>●審査会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備施設審査</li> </ul> </li> <li>●整備事業者の決定</li> <li>●選定事業に係る交付金等協議書作成</li> <li>●受理</li> </ul>
2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人設立認可申請書提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受理</li> <li>●法人設立審査</li> <li>●法人理事長予定者ヒアリング</li> <li>●新潟市社会福祉法人の設立及び運営等評価会議開催 (意見聴取)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交付金等国県協議</li> </ul>
設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可受理</li> <li>●内示受理</li> <li>●法人設立登記</li> <li>●事業着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人認可通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交付金等内示受理</li> <li>●施設整備補助金内示通知</li> </ul>

※このスケジュールはあくまで一例であり、施設整備等との関係で、変更されることがあります。

# MEMO